

内閣府説明資料

令和4年3月29日

沖縄県首里城復興基金の活用について

- ・寄附金(基金)の活用については、沖縄県からの申し出があったものについて、首里城復元に向けた技術検討委員会・同WGでも確認を行いながら、協議を実施。
- ・正殿復元工事において、令和2年度は、①大径材、②赤瓦、③扁額への活用を決定。
令和3年度は、④制作物(石彫刻、木彫刻、焼物、装飾)、⑤小径材・造作材、⑥磚瓦・雲型飾瓦への活用を決定。
- ・なお、県の試算では、寄附金約55億円のうち約24億円が正殿の復元に活用される予定。(残りの寄附金については、北殿及び南殿等の復元に活用される方針。)

主な活用予定箇所



(参考) 沖縄県に寄せられた寄附金について

○沖縄県に寄せられた寄附金の額

約55億円(令和4年2月28日時点)

※令和4年3月31日で受付終了予定

○寄附金の管理

沖縄県は「沖縄県首里城復興基金」を設置。
県に寄せられた寄附金を基金に積み立てて管理。

○沖縄県の寄附金(基金)の活用方針

沖縄県は「沖縄県首里城復興基金の活用に関する方針(令和2年7月30日)」を決定。

この方針に基づき、国と協議・調整が整った事業に充当する方針。

沖縄県首里城復興基金条例(抄)

令和2年3月16日 沖縄県条例第3号

(設置)

第1条 首里城火災(令和元年10月31日に国営沖縄記念公園首里城地区内にある正殿その他これに関連する施設が焼失した火災をいう。)からの復興を目的とする費用の財源に充てるため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第241条第1項の規定に基づき、沖縄県首里城復興基金(以下「基金」という。)を設置する。

沖縄県首里城復興基金の活用に関する方針(抄)

令和2年7月30日 沖縄県知事決裁

(基金活用の基本原則)

第1 基金は、一日も早い首里城火災からの復興を願う国外を含めた県内外からの寄附金によって積み立てられていることから、県民はもとより県内外の人びとの想いを尊重し、基金条例第1条で定める目的(首里城火災からの復興)の範囲内において活用する。

(基金の活用方法)

第2 第1の基本原則に基づき、焼失した首里城の城郭内の施設等の復元に関し、主として次の事業のうち、国営公園事業である首里城の復元に取り組む国と協議、調整が整った事業に充当する。

(1) 正殿の木材調達に関する事業

(2) 正殿あかがわらの赤瓦調達に関する事業

(3) 大龍柱等だいらゆうちゆう いしちようこくの石彫刻、唐破風妻飾等から は ふ つまかざりの木彫刻

及び龍頭棟飾等りゅうとうむなかざりの焼物など、屋外彫刻の復元に関する事業

(4) 扁額等へんがくなどの室内装飾の復元に関する事業

(5) 第1号から第4号のほか、首里城正殿、北殿及び南殿等の復元に関する事業

2 前項を掲げる事業の実施にあたっては、沖縄県内に蓄積、継承されている伝統技術を積極的に活用するものとする。